



# 埼玉県報

第 2 6 4 7 号  
平成26年11月18日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [埼玉県南児童相談所一時保護所給食調理等業務委託に関する落札者等の公示\(南児童相談所\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [手子林第三土地改良区の役員退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [県道川越日高線の区域の変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道川越坂戸毛呂山線の区域の変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県水道施設管理システム開発業務委託に関する落札者等の公示\(水道企画課\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の指定の解除\(選挙管理委員会\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千四百九十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年十一月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人Nネット・さいたま
- 三 代表者の氏名  
大村 健二
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県上尾市柏座一丁目十番十号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域の医療・介護の多職種が有機的に連携する活動組織である。埼玉県下の急性期・回復期・維持期のシームレスな地域一体型医療・介護体制を構築し、医療・介護・福祉を繋ぐ地域包括ケアシステムの充実に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第千四百九十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県南児童相談所一時保護所給食調理等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県南児童相談所総務担当 埼玉県川口市芝下1丁目1番56号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年9月18日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社レパスト 東京都中央区銀座7丁目13番8号
- 5 落札金額  
32,270,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成26年8月8日

# 告 示

埼玉県告示第千四百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルエツ松原店

埼玉県草加市栄町三丁目千九 一

## ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五三台

## ハ 変更年月日

平成二十七年八月一日

## ニ 届出年月日

平成二十六年十月三十一日

## 二 縦覧期間

平成二十六年十一月十八日から平成二十七年三月十八日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十六年十一月十八日から平成二十七年三月十八日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千四百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

細谷ビル

埼玉県北本市二ツ家四丁目百三十三番地一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

有限会社細谷商事 代表取締役 細谷みき子

埼玉県桶川市坂田百六十四番地の六

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社 ヨークマート 代表取締役 大竹正人

東京都千代田区二番町八番地八

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年七月一日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

千九百四十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一二〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一〇八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一六三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二〇立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十六年十月三十一日

二 縦覧期間

平成二十六年十一月十八日から平成二十七年三月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十一月十八日から平成二十七年三月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

埼玉県告示第千四百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、手子林第三土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年十一月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	柿 沼 靖 夫	埼玉県羽生市大字上手子林千四百六十三番地



# 告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

一 道路の種類 県道

二 路線名 川越日高線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	川越市連雀町四番九地先から同市連雀町一番一地先まで	区 間
一七・ 二七・六六	一五・ 二三・八七	敷地の幅員 (メートル)
	五三・三四	延長 (メートル)
る。	街路整備事業による。	備 考

# 告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年十一月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月十八日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

一 道路の種類 県道

二 路線名 川越坂戸毛呂山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	川 越 市 連 雀 町 三 番 二 地 先 か  ら 同 市 連 雀 町 七 番 一 地 先 ま	区  間
二 ・ 三	一一・二五 ）  一一・二九	敷 地 の 幅 員  (メートル)
二八・七七	二五・三	延 長  (メートル)
る。	街 路 整 備 事 業 に よ	備  考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十一月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

## 一 許可番号

平成二十五年十一月二十一日

指令川建セ第二五〇一〇九〇号

## 二 検査済証番号

平成二十六年十一月十三日

川建セ第二六〇一〇五号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字東大塚字西畑二百三十四番一

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字東大塚二百四十六番地一

福島石材 福島 和利

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十一月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕子

## 一 許可番号

平成二十六年七月八日

指令川建セ第二六 二八 号

## 二 検査済証番号

平成二十六年十一月十四日

川建セ第二六 一 六号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町月の輪三丁目一四番一、一四番二一、一四番二二、一四

番一三、一四番一四、一四番一五

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市箭弓町二丁目四番七号

株式会社加藤不動産 代表取締役 加藤一三

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十一月十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

### 一 許可番号

平成二十六年十一月十日

指令越建セ第二五〇〇九二一号

### 二 検査済証番号

平成二十六年十一月十四日

越建セ第三三六一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字東条原字宿屋敷三百四十五番九

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町大字東条原三百四十五番地一

吉澤 隆

# 告 示

埼玉県公営企業告示第五十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十一月十八日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進



1 調達する役務の件名調達内容

埼玉県水道施設管理システム開発業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企業局水道企画課施設計画担当

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

3 落札者を決定した日

平成26年10月16日

4 落札者の氏名及び住所

三菱電機株式会社関越支社 支社長 中村 佳嗣

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2

5 契約金額

43,200,000円

6 落札者を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成26年8月15日

# 告 示

埼玉県選管告示第五十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

平成二十六年十一月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病 院	埼玉県立がんセンター	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 八百十八番地